

豊中エコショップラベリング制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中エコショップ認定店舗による「食品ロスの削減」や「プラスチックごみの削減」などの特徴的な取組みを明確にし、利用者にわかりやすく伝えることで、市民及び事業者のごみの減量・リサイクルの推進や環境保全意識の高揚を図る豊中エコショップ制度の実効性を高めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領に基づく豊中エコショップラベリング制度の登録の対象は、すでに豊中エコショップに認定された店舗又は豊中エコショップの認定を受けようとする店舗とする。

(申込み)

第3条 豊中エコショップラベリング制度の登録を受けようとする店舗は、豊中エコショップラベリング制度申込書（様式1）を市長に提出するものとする。

(登録要件)

第4条 豊中エコショップラベリング制度の登録を受けようとする店舗は、別表1に掲げる取組項目のうち、1つ以上の項目に取り組んでいることとする。

(登録)

第5条 市長は、第3条の豊中エコショップラベリング制度申込書の提出があったときは、当該申込書に基づき内容の確認を行い、申込者にステッカー等を交付する。

(登録事項の変更)

第6条 豊中エコショップラベリング制度登録店舗の代表者は、豊中エコショップラベリング制度申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに変更内容を市長に届けるものとする。

(登録の取消し等)

第7条 市長は、豊中エコショップラベリング制度登録店が次のいずれかに該当するときは、登録の取消しを行うことができる。

- (1) 豊中エコショップラベリング制度登録店から登録の取消しの申し出があったとき。
- (2) 豊中エコショップラベリング制度登録店の廃業が確認されたとき。
- (3) 豊中エコショップラベリング制度登録店が第4条に該当しないと認められるとき。

2前項の規定により登録の取消しを受けた店舗は、ステッカー等を市長に返納しなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 ラベリング制度取組項目

分類	項目	取組項目
食品ロスの削減	1	少量メニュー等の提供 食べ残しが出ないように、量り売りや少量メニューの提供などを行っている。
	2	売れ残りを減らすための工夫 売れ残りそうな場合は、値引き等により売り切るようにしている。
	3	啓発活動の実施 食べきり運動や3010運動などを実施している。
	4	持ち帰り希望者への対応 食品衛生を考慮したうえで、持ち帰り希望者に対応している。
	5	フードドライブ活動等への協力 店舗が主体となって、フードドライブを実施している。または、フードバンク等に食品を提供している。
	6	削減目標の設定 食品ロスの廃棄量を把握し、削減目標を設定し、目標の達成に向け取り組んでいる。
	7	その他 食品ロスの削減に向け、独自の取組みをしている。
プラスチックごみの削減	1	レジ袋の配布中止 レジ袋の配布を行っていない。
	2	マイボトルの推進 マイボトルの持参を推進している。
	3	ワンウェイプラスチック削減の推進 ストローやカトラリーなどのワンウェイプラスチックの削減に取り組んでいる。
	4	簡易包装の実施 簡易包装を実施している。
	5	代替素材の推進 バイオマスプラスチック等の再生可能資源へ代替している。
	6	削減目標の設定 プラスチックごみの廃棄量を把握し、削減目標を設定し、目標の達成に向け取り組んでいる。
	7	その他 プラスチックごみの削減に向け、独自の取組みをしている。